

福祉タクシー、はり・きゆう等施術費の助成申請の受付を始めます

令和4年4月以降、「福祉タクシー」、「はり・きゆう等施術費」の助成制度を利用する場合は手続きが必要です。

4月以降も引き続き利用を希望する方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。（現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゆう等施術料金割引証は4月以降利用できなくなります）

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部（基本料金）を助成する制度です。

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

- ・人工透析患者……年間48枚
- ・身体障害者等……年間24枚
- ・満80歳以上……年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

はり・きゆう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚（1カ月4枚）

■内容

町の指定する施術所で、はり・きゆう等の施術を受けた場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限

4月1日～令和5年3月31日

■申請手続き

- 持参するもの
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・印鑑

○場所

福祉課または各総合支所・出張所

○持参するもの

- ・印鑑

※4月からの利用をご希望の方は、3月15日(火)までに申請してください。

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505



家畜飼養者の皆さまへ

～全ての反芻獣・豚・馬・家禽は～
1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の全国各地での豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、家畜や家禽の所有者は、毎年1回、飼養している頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となっております。

対象となる家畜および家禽の所有者は、報告をお願いします。

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

○小規模飼養者とは

- ・牛、水牛、馬…1頭
- ・羊、山羊、鹿、豚、いのしし…5頭以下
- ・鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも…99羽以下
- ・だちょう…9羽以下

■報告期限 3月4日(金)

■提出先

農林課または各総合支所・出張所

■報告書

※報告様式については、農林課にお問い合わせください。（農林水産省のホームページ「飼養衛生管理基準について」定期報告書の様式（令和4年））からもダウンロードできます

■問い合わせ

町農林課

☎0820(79)1002

・東部家畜保健衛生所

☎0820(22)2416

